

シラバス作成及び成績評価についてのガイドライン

シラバス作成にあたり本学の基本方針についてご説明します。

- ◆ 「代表講師」には、氏名と所属を記入下さい。オムニバスの場合は授業毎の担当講師を記入下さい。
- ◆ 「授業方法」には、講義・演習・実習・実験・実技及び臨床・臨地実習があります。それぞれの科目によって授業形態が異なりますので、該当する授業方法を記載下さい。講義と実技を組み合わせる授業を行うような場合は、主となる授業方法を先に記載ください（例：講義・実技）。
- ◆ 「授業概要と到達目標」の欄の授業概要については、学生が授業の全体を把握できるよう、授業の意義や目的等も分かりやすく記載ください。到達目標については、授業の終了段階までに、できるようになってほしい行動を、「(学生が) ○○できる」「○○できるようになる」の形式で記載ください。
- ◆ 「成績評価の方法と基準」には、成績評価の方法と基準を明記して下さい。本学では主に定期試験の成績をもって成績評価としていますが、レポートや実技試験などの評価をあてる場合には、具体的方法や成績按分（例：定期試験 100%、定期試験 70%・レポート 30%）についても明記して下さい。なお、職業実践専門課程の要件として成績評価の厳格化が求められています。その中で「出席点」等の表記は望ましくないとの方向性が示されております。また、「平常点」に関しては、評価方法なども記載ください。

臨床実習・臨地実習の成績評価の方法については、学科毎に実施している実習等における企業等（病院・施設等）と協議のうえ評価します。

基準は 60 点以上をもって合格とします。評定等その詳細については、別表の「2. 成績の評価」「3. 試験」の欄を参照下さい。

- ◆ 「テキスト・教材等」には、使用するテキストや配付資料等について記載下さい。
- ◆ 「授業内容」には、各回の授業内容やポイントとなる事項を分かりやすく記載ください。また、授業時間外の学習がある場合には、その内容についても合わせて記載ください。
- ◆ 授業科目（臨床実習・臨地実習を含む）の中には、担当する授業科目に関連した実務経験を有している者が、その実務経験を十分に活かしつつ、実践的教育を行っている科目が多くあります。これらの科目を担当される先生は、「実務経験内容及び授業内容との関連性」の欄に、担当教員における実務経験の概要とともに、担当科目における授業内容との関連性について記載下さい。

本学における「授業の方法・単位」「成績の評価」「試験」「進級」については以下の通りです。

1. 授業の方法・単位

授業の方法・単位については、学則で以下のように規定しています。

【学則】

(授業の方法)

第 12 条 授業は、講義、演習、実験、実習、実技及び臨床・臨地実習により行うものとする。

- 2 授業時数の 1 単位時間は、45 分とする。
- 3 時間数には、定期試験を含むものとする。

(単位)

第 13 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業の方法に応じて、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、原則として 15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、原則として 30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(単位の授与)

第 14 条 授業科目を履修し、その試験に合格し、かつ教職員会議において相当であると認められた者には、所定の単位を与える。

2. 成績の評価

成績の評価については、学則及び学院細則で以下のように規定しています。

【学則】

(成績の評価)

第 16 条 試験の成績の評価は、A、B、C 及び D の評号をもって表し、D を不合格とする。

【学院細則】

(成績の表記)

第 25 条 学則第 16 条ならびに第 24 条に従い、試験及びその他の学業成績の表記は、下記の通りとする。

- | | | |
|------------|-------|---|
| (1) 100 点 | ～80 点 | A |
| (2) 80 点未満 | ～70 点 | B |
| (3) 70 点未満 | ～60 点 | C |
| (4) 60 点未満 | | D |

※成績評価における客観的な指標については、対象学生の年次と学科によって以下のように設定している。

- (1) 履修科目の成績評価を点数化し、全科目の平均を算出する (100 点満点で点数化)。
対象学生：理学療法学科・作業療法学科 1～3 年次生
臨床工学学科・義肢装具学科 1～2 年次生
- (2) 履修科目の成績評価を点数化し、前学期及び後学期の科目の平均を算出する (100 点満点で点数化)。
対象学生：救急救命学科 1 年次生
- (3) 履修科目の成績評価を点数化し、学科が定める比率によって按分し 100 点満点にて算出する。
対象学生：理学療法学科・作業療法学科 4 年次生
臨床工学学科・義肢装具学科 3 年次生
救急救命学科 2 年次生

3. 試験

試験については、学則及び学院細則で以下のように規定しています。

【学則】

(定期試験)

- 第24条 定期試験は、原則として前学期・後学期の各期末にそれぞれの学期に履修した授業科目に対して行うものとする。
- 2 やむを得ない理由で、定期試験を受けることができなかった者に対し、追試験を行うことができる。
 - 3 授業科目ごとにその授業時間の3分の1以上を欠席した者は、定期試験を受けることができない。ただし、学院長がやむを得ない理由による欠席であると認めるときは、この規定を適用しない。
 - 4 試験は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。また、表記については第16条に基づき、その詳細を別に定める。
 - 5 実習の評価については、出席状況及び学習の成果を勘案してこれを判定する。

【学院細則】

(追試験)

- 第7条 学則第24条第2項の規定により、原則として1回追試験を実施する。
この場合、必ず公的機関もしくはこれに準ずる機関の発行する証明書を添付して、学院長に追試験願を提出し、認定を受けなければならない。
- 2 追試験の評価は、学則第24条第4項の規定による。
 - 3 追試験の受験を希望する者は追試験実施日の前日までに追試験料として3,000円を納入しなければならない。

(再試験)

- 第8条 定期試験で不合格をとった者に対して、原則として1回、再試験を実施する。
- 2 再試験の評価は、学則第24条第4項の規定によるが、原則として60点以上の点数も60点として評価する。
 - 3 再試験の受験を希望する者は、再試験実施日の前日までに再試験料として、3,000円を納入しなければならない。

4. 進級

進級については、学則で以下のように規定しています。

【学則】

- 第25条 学院長は、当該学年の課程を修了したと認められる者を進級させる。
- 2 進級判定の時期及びその基準は、学院長が別にこれを定める。